

くらてのまるしえ運営規程

第1条（趣旨）

この規程は、地域経済の発展並びに地域住民等との交流の拠点づくりとして、くらてのまるしえ実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主催するマルシェの運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（出店）

マルシェに出店できるものは、次のものを一定量販売できる事業者とする。

- a. 鞍手町で生産される農畜産物やその加工品
 - b. 鞍手町で飲食業及び食品加工業を営む者が調理・加工した飲食物
 - c. 鞍手町でものづくりをする者が加工した工芸品等
2. 前項各号のほか、地域にかかわらず話題性や集客に効果が見込める商品として実行委員会が認めるもの。
 3. 出店者の選定については、鞍手町内の事業者を優先するものとする。

第3条（商品の販売）

販売できる商品は、別紙出店規約に挙げているものとする。

2. 商品の販売は、無人販売を禁止し、出店者等が接客、対面販売を行うものとする。
3. 商品の販売に必要となる許可等については、出店者の責任と負担をもって行うものとする。

第4条（開催概要）

マルシェの開催概要は以下のとおりとする。

- a. 開催日：毎年6月、9月、12月、3月の第1日曜日
 - b. 開催時間：午前10時から午後3時頃まで
 - c. 開催場所：鞍手町役場「こども広場」周辺
2. 前項各号によらず、委員長が特に認めた場合は、日時及び場所を変更することができるものとする。

第5条（出店料）

マルシェの出店料は以下のとおりとする。

- 1) 臨時営業許可を必要とする飲食を提供する者： 3,500円
- 2) 加工品または雑貨を物販する者： 2,000円
- 3) 農産物のみを物販する者： 500円

第6条（その他）

この規程に定めるもののほか、マルシェの運営に関し必要な事項は実行委員会が別に定める。

附則

1 この規程は、平成28年9月28日から施行する。

附則

1 この規程は、平成29年1月18日から施行し、改定後の第4条の規定は、この規程の施行の日以降に開催するくらてのまるしえについて適用する。

附則

1 この規程は、平成29年4月19日から施行し、改定後の第5条の規定は、この規程の施行の日

以降に開催するくらてのまるしえについて適用する。附則

1 この規程は、令和5年8月1日から施行する。